

特定非営利活動法人日本障害者スキー連盟事務分掌規程

（目的）

この規程は、特定非営利活動法人日本障害者スキー連盟（以下「本連盟」という）の事務分掌について必要な事項を定め、各本部、委員会並びに事務局の責務を明確にすることを目的とする。

第1章 管理本部

（管理本部）

第1条 管理本部においては、次の事務を処理する。

- （1） 総務委員会、財務委員会、法務・倫理委員会を統括し、本連盟の運営や事業の基本方針策定と各本部、委員会事業の承認。また、総務委員会、財務委員会、法務・倫理委員会相互の調整や情報共有を行う。
- （2） 総務委員会、財務委員会、法務・倫理委員会からの報告、連絡、相談内容を整理・検討し本連盟理事会または常任理事会へ上程する。

（総務委員会）

第2条 総務委員会においては、次の事務を処理する。

- （1） 本連盟の運営計画の立案。
- （2） 事務局の運営と管理、職員の採用及び教育。
- （3） 役員に対する研修。
- （4） 各種規程の整備。
- （5） 他団体との連携。
- （6） 連盟の運営効率化のためのシステム化。
- （7） 連盟支給のウェアの開発、管理。

（財務委員会）

第3条 財務委員会においては、次の事務を処理する。

- （1） 本連盟の事業計画と予算の執行を管理。
- （2） 短期、中長期の財務計画策定と財務進捗管理。
- （3） 財務向上のための寄附金や協賛金の資金管理。
- （4） 事務局における、経理・税務申告業務の精査。

（法務・倫理委員会）

第4条 法務・倫理委員会においては、次の事務を処理する。

- （1） コンプライアンス推進、コンプライアンス推進のための委員会の開催。

- (2) コンプライアンス違反等の相談窓口、内部通報窓口の設置。
- (3) コンプライアンス・ガバナンス強化のための方策、策定、教育研修の実施。
- (4) 処分手続きの規程策定及び処分に関する委員会の設置。

第2章 マーケティング本部

(マーケティング本部)

第5条 マーケティング本部においては、次の事務を処理する。

- (1) 広報委員会、マーケティング委員会を統括し、本連盟の広報・マーケティングの基本方針策定と広報・マーケティング委員会の事業の承認。また、広報委員会、マーケティング委員会相互の調整や情報共有を行う。
- (2) 広報委員会、マーケティング委員会からの報告、連絡、相談内容を整理・検討し本連盟理事会または常任理事会へ上程する。

(広報委員会)

第6条 広報委員会においては、次の事務を処理する。

本連盟の広報に関する企画・立案及び実施。

(マーケティング委員会)

第7条 マーケティング委員会においては、次の事務を処理する。

本連盟のマーケティングに関する企画・立案及び実施。

第3章 普及本部

(普及本部)

第8条 普及本部においては、次の事務を処理する。

- (1) 普及委員会、ダイバーシティ委員会を統括し、本連盟の普及やダイバーシティの基本方針策定と普及委員会、ダイバーシティ委員会の事業の承認。また、普及委員会、ダイバーシティ委員会相互の調整や情報共有を行う。
- (2) 普及委員会、ダイバーシティ委員会からの報告、連絡、相談内容を整理・検討し本連盟理事会または常任理事会へ上程する。
- (3) 競技大会本部、強化本部との連携、調整。

(普及委員会)

第9条 普及委員会においては、次の事務を処理する。

- (1) 普及活動の企画・立案、普及イベントの実施。
- (2) 普及のための競技大会の開催。
- (3) VI-WG の事業実施。

(ダイバーシティ委員会)

第 10 条 ダイバーシティ委員会においては、次の事務を処理する。

- (1) 本連盟の組織運営に女性アスリートおよび女性スポーツに関わるコーチ、指導者、役員等の声を活用できるようにすること並びにパラリンピックムーブメントを推進すること。
- (2) 女性アスリートへの教育および啓発活動、強化スタッフへの教育および啓発活動、JPC 女性スポーツ委員会などの研修参加・情報共有、本連盟の他の委員会や他団体との連携・相談体制の構築を行う。
- (3) 多様性の理解を深めるためにジェンダー、国籍、人種、LGBT、障害の有無（障害レベル差や障害種別の差なども含む）、無意識の障壁等の差別を取り除く活動を行う。

第 4 章 競技大会本部

(競技大会本部)

第 11 条 競技大会本部においては、次の事務を処理する。

- (1) 大会運営委員会、国際委員会、アンチ・ドーピング委員会を統括し、本連盟の大会運営の基本方針策定と、各委員会事業の承認、及び各委員会の調整や情報共有を行う。
- (2) 大会運営委員会、国際委員会、アンチ・ドーピング委員会からの報告、連絡、相談内容を整理、検討し、本連盟理事会または常任理事会へ上程する。
- (3) 強化本部、普及本部との連携し選手の育成、強化を支援する。

(大会運営委員会)

第 12 条 大会運営委員会においては、次の事務を処理する。

- (1) WPAS、WPNS、WPSB 公認のポイントレースとなる大会の主催。
- (2) VIRTUS 公認の大会の主催。
- (3) マーケティング本部と連携し、大会を通した障害者スキーと、連盟の活動の広報活動。

(国際委員会)

第 13 条 国際委員会においては、次の事務を処理する。

- (1) IPC、WPAS、WPSB、WPNS、VIRTUS との諸調整、情報収集、並びに本連盟内での情報共有。
- (2) 国際会議への出席、並びに国際会議の開催に関する情報収集と情報発信。

(アンチ・ドーピング委員会)

第 14 条 アンチ・ドーピング委員会においては、次の事務を処理する。

- (1) 本連盟内のアンチ・ドーピング活動の企画・立案・実施。
- (2) アンチ・ドーピングに関する普及啓発活動。

第 5 章 強化本部

(強化本部)

第 15 条 強化本部においては、次の事務を処理する。

- (1) アルペン委員会、ノルディック委員会、スノーボード委員会、用具技術開発委員会、選手委員会、情報・医・科学委員会を統括し、強化事業の基本方針策定と各委員会事業の承認。また、アルペン委員会、ノルディック委員会、スノーボード委員会、用具技術開発委員会、選手委員会、情報・医・科学委員会相互の調整や情報共有を行う。
- (2) アルペン委員会、ノルディック委員会、スノーボード委員会、用具技術開発委員会、選手委員会、情報・医・科学委員会からの報告、連絡、相談内容を整理・検討し本連盟理事会または常任理事会へ上程する。
- (4) 普及本部、競技大会本部との連携、調整。

(アルペン委員会)

第 16 条 アルペン委員会においては、次の事務を処理する。

- (1) パラアルペン、ID アルペン競技及び普及の企画・立案。
- (2) 競技力向上及び競技普及のための情報収集及び戦略立案。
- (3) 国際大会、国内大会への選手派遣。
- (4) 代表選手や強化指定選手の選考。
- (5) IPC、WPAS、VIRTUS、JPC、JSC 等の連携。
- (6) JPC、JSC への事業報告、各種申請、その他関連事、書類作成。
- (7) NTC の活用。
- (8) 競技ルールを検討、普及。
- (9) 競技用具の開発。
- (10) スポーツ医学、専門医の設置、選手の健康管理や安全の確保
- (11) アンチ・ドーピング活動の実践。

(スノーボード委員会)

第 17 条 スノーボード委員会においては、次の事務を処理する。

- (1) パラスノーボード競技及び普及の企画・立案。
- (2) 競技力向上及び競技普及のための情報収集及び戦略立案。

- (3) 国際大会、国内大会への選手派遣。
- (4) 代表選手や強化指定選手の選考。
- (5) IPC、WPSB、JPC、JSC 等の連携。
- (6) JPC、JSC への事業報告、各種申請、その他関連事、書類作成。
- (7) NTC の活用。
- (8) 競技ルールを検討、普及。
- (9) 競技用具の開発。
- (10) スポーツ医学、専門医の設置、選手の健康管理や安全の確保
- (11) アンチ・ドーピング活動の実践。

(ノルディック委員会)

第 18 条 ノルディック委員会においては、次の事務を処理する。

- (1) パラノルディック、ID ノルディック競技及び普及の企画・立案。
- (2) 競技力向上及び競技普及のための情報収集及び戦略立案。
- (3) 国際大会、国内大会への選手派遣。
- (4) 代表選手や強化指定選手の選考。
- (5) IPC、WPNS、VIRTUS、JPC、JSC 等の連携。
- (6) JPC、JSC への事業報告、各種申請、その他関連事、書類作成。
- (7) NTC の活用。
- (8) 競技ルールを検討、普及。
- (9) 競技用具の開発。
- (10) スポーツ医学、専門医の設置、選手の健康管理や安全の確保
- (11) アンチ・ドーピング活動の実践。

(用具・技術開発委員会)

第 19 条 用具・技術開発委員会においては、次の事務を処理する。

スノースポーツにおける用具・技術開発の企画・立案・実施。

(選手委員会)

第 20 条 選手委員会においては、次の事務を処理する。

選手達の意見・要望を集約して常任理事会に提言する。

(情報・医・科学委員会)

第 21 条 情報・医・科学委員会においては、次の事務を処理する。

- (1) 情報・医・科学サポート部会を設け、アルペン委員会、ノルディック委員会、スノーボード委員会の各チーム間の医科学情報の共有と、統一的な対応

を行う体制を整える。

- (2) コロナ等感染症対策部会を設け、コロナ等感染症の影響下における連盟統一の感染症対策ガイドラインを整備する。
- (3) クラシフィケーション部会を設け、競技大会に参加する選手のクラシフィケーションを円滑に行えるようにサポートする。

(事務局)

第 22 条 事務局においては、次の事務を処理する。

- (1) JPC、JSC 等への補助金の申請、精算、報告業務。
- (2) IPC、WPAS、WPSB、WPNS、VIRTUS、JPC、JSC 等の連携。
- (3) 各チームの事業及び本連盟の活動に要した費用の精算業務。
- (4) 職員の人事・給与に関する事務、社会保険事務。
- (5) 納税業務。
- (6) 会計・経理帳簿類の作成、管理。
- (7) 所轄官庁への諸報告業務。
- (8) 会員登録、会員証の発行業務。
- (9) 海外・国内遠征の際の選手、スタッフの所属団体への依頼文書の作成、送付。
- (10) 総会、理事会、常任理事会等に関する事務。
- (11) 本連盟運営に関する苦情についての窓口業務。

(改廃)

第 23 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

付則

この事務分掌規程は、平成 28 年 11 月 26 日から施行する。

平成 28 年 11 月 26 日	制定
令和 1 年 10 月 14 日	改定
令和 2 年 6 月 20 日	改定
令和 3 年 2 月 27 日	改定
令和 3 年 10 月 9 日	改定